

「香取市民憲章（案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

「香取市民憲章（案）」について実施したパブリックコメントの結果について、次のとおり報告いたします。

1. 意見募集の結果概要

意見の募集期間	平成22年11月15日～平成22年12月14日
意見の提出件数	提出者数： 2名 意見件数： 2件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの： 1件

2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	意見の内容（要旨）	意見に対する考え方	修正有無
1	<p>① 「香取の杜」とは、香取神宮のイメージで言っているのですか。また、この地域全体の緑の豊かさを表しているのですか。</p> <p>② 市民協働とは何を言わんとしているのですか。</p> <p>③ 各表現とも「美しいまち」「香り高いまち」「安心なまち」・・・となっているのですが、「まち」の次に「〇〇まち・香取」と入る方が、より香取市民の意を受けられるように思います。</p>	<p>① お見込みのとおりです。「香取の杜」については、香取神宮を含めた、神宮周辺を指すだけではなく、香取郡の郡名の由来にもなっていることなどから、香取市全体についての緑の豊かさをイメージしています。</p> <p>② 文案中の「市民協働」については、市民と行政が、共通の課題の解決や目的達成のために、それぞれの役割と責任を果たし、協力していこうということを意図しています。</p> <p>③ 「〇〇なまち・香取」については、検討委員会における、文案作成の過程で提案され、協議が実施されましたが、近隣市の状況や唱和することを前提とした文章とすることを考慮した結果、委員会での多数意見により不採用となりましたため、原案のとおりとします。</p>	無

2	<p>香取市民憲章(案)の前文中「古い町並み」という表現がありますが、「古い」という表現は、良いイメージを与える表現ではないと思われま</p> <p>す。</p> <p>佐原の小野川沿いの地区のことを表現しているのであれば、同地区が重要伝統的建造物群保存地区に指定されていることから、「伝統的な町並み」とすべきですし、より柔らかい表現、広域的な表現としたい場合には、「歴史的な町並み」を用いた方が良く思われます。</p> <p>なお、「伝統的な町並み」と「歴史的な町並み」を比較した場合、重要伝統的建造物群保存地区に指定されていること、すぐ後ろに「長い歴史」という表現があること、「古い町並み」という表現が、一般的には、佐原の小野川沿いの地区を連想させるものであり、香取全体の特徴を表しているものではないと思われること、仮に佐原の小野川沿いの地区に限ったことではないとしても「伝統的な町並み」という表現も「古い町並み」と同様の解釈が可能であることなどから、「伝統的な町並み」を用いた方が、ベターと思われま</p> <p>す。</p> <p>この場合、後段に「伝統を守り」という表現があり、「伝統」という表現が重複しますが、後段の「伝統」は、建造物や町並みを指しているものではなく、もっと広範囲のものを指しており、特に問題視することはないと思われま</p> <p>す。</p> <p>それでも気になるようでしたら、「伝統を守り」は削除しても本文の2番目にその内容が表現されているので問題はなく、逆にない方が読み易く、暗唱しやすいように感じられま</p> <p>すが、いかがでしょうか。</p>	<p>「古い町並み」という表現については、本市観光事業の中では、ほとんど使われておらず、「重要伝統的建造物群保存地区」として指定されていることから、通常は、「伝統的な町並み」という表現をしています。このことから、ご指摘のとおり、「伝統的な町並み」と修正させていただきます。</p> <p>また、修正に伴いまして、後段の「伝統を守り」については、「伝統」が重複することや省略した場合にも、前後のつながりに違和感はなく、文章の流れが自然に感じられるため、ご指摘のとおり「伝統を守り」を省略します。</p>	有
---	---	--	---

3. 問合わせ先

香取市役所 総務部 総務課

TEL 0478-50-1201/FAX 0478-52-4566